

国都街第45号  
国道企第23号  
平成29年7月21日

各地方整備局長 殿  
北海道開発局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長 殿  
高速道路会社代表取締役社長 殿

国土交通省都市局長

国土交通省道路局長

### 橋、高架の道路等の技術基準の改定について

橋、高架の道路等の技術基準のうち道路橋示方書Ⅰ共通編、Ⅱ鋼橋編、Ⅲコンクリート橋編、Ⅳ下部構造編およびⅤ耐震設計編については、平成24年2月16日付国都街第98号、国道企第87号により通知したところであるが、今般これを別添のとおり改定したので、通知する。

なお、この基準は平成30年1月1日以降、新たに着手する設計に適用する。ただし、必要に応じて平成29年12月31日以前の設計に適用することができるものとする。

(各都道府県知事あて)

(各指定市長あて)

(各市町村長あて)

橋、高架の道路等の技術基準のうち道路橋示方書Ⅰ共通編、Ⅱ鋼橋編、Ⅲコンクリート橋編、Ⅳ下部構造編およびⅤ耐震設計編については、平成24年2月16日付国都街第98号、国道企第87号により通知したところですが、今般これを別添のとおり改定しましたので、通知します。

なお、この基準は平成30年1月1日以降、新たに着手する設計に適用します。ただし、必要に応じて平成29年12月31日以前の設計に適用することができるものとします。

都道府県知事及び指定市長におかれましては、貴管下地方道路公社に対して、本件の内容について周知いただきますようお願い致します。



平成 29 年 7 月 21 日  
都市局 街路交通施設課  
道路局 企画課  
国道・防災課

## 「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）の改定について

「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）は、昭和 47 年の制定以降、技術的な知見や社会的な情勢の変化等を踏まえて改定を行ってきておりましたが、今般、制定以来の大幅な改定を行いました。

### ＜改定のポイント＞

- 橋の安全性や性能に対しきめ細やかな設計が可能な設計手法を導入
- 橋が良好な状態を維持する期間（設計供用期間）として、100 年を標準とすることを規定し、その間適切な維持管理を行うことを規定

### 1. 概要

「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）は、高速道路、国道の橋梁の設計に用いる基準であり、その他の道路橋の設計においても一般的に用いられています。

今回の改定により、安全性の向上、国際競争力の向上、技術開発・新技術導入の促進、ライフサイクルコストの縮減が図られるとともに、適切な維持管理による橋の長寿命化が期待されます。

### 2. スケジュール

平成 30 年 1 月 1 日以降、新たに着手する設計に適用します。

### 3. その他

基準の内容は、国土交通省道路局ホームページで公表しています。

<http://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/bunya04.html>

### ＜お問い合わせ先＞

道路局国道・防災課 課長補佐 和田

代表：03-5253-8111（内線 37-811） 直通：03-5253-8492 FAX：03-5253-1620

都市局街路交通施設課 企画専門官 田邊

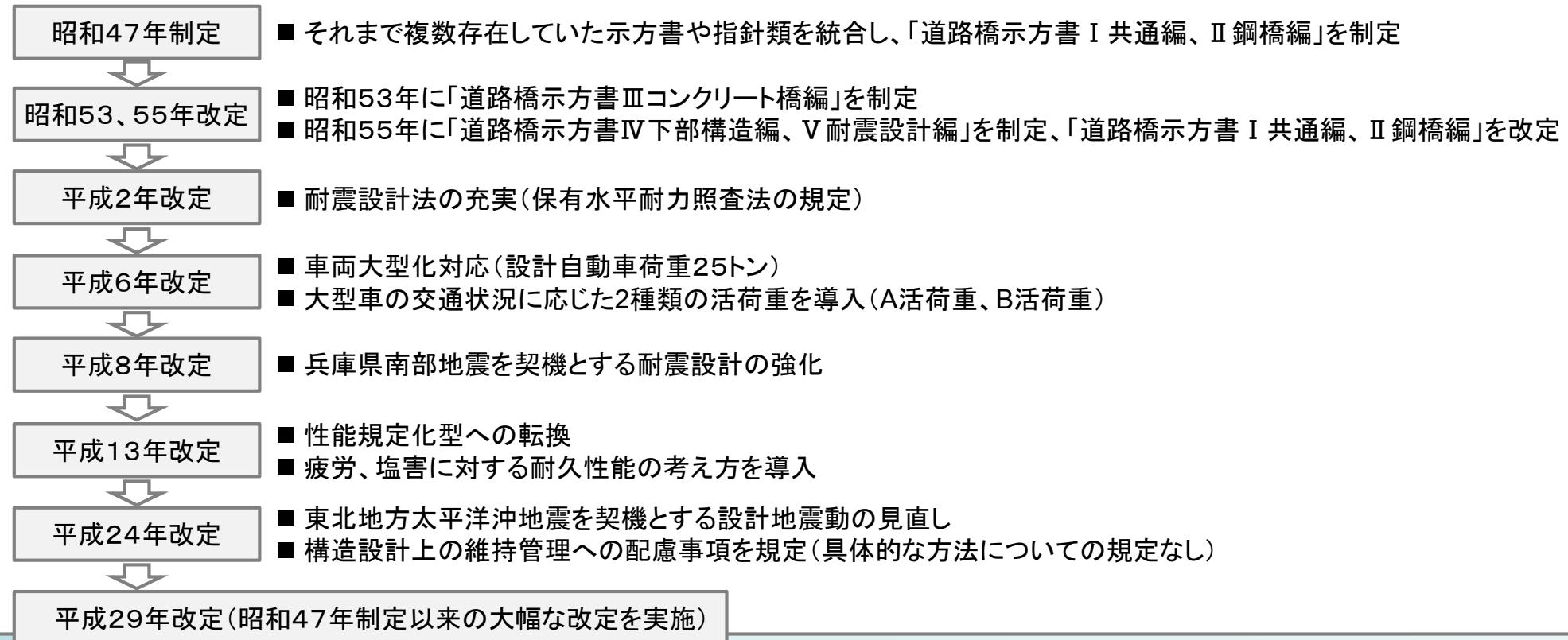
代表：03-5253-8111（内線 32-862） 直通：03-5253-8417 FAX：03-5253-1592

道路局企画課 課長補佐 本田

代表：03-5253-8111（内線 37-562） 直通：03-5253-8485 FAX：03-5253-1618

# 近年の改定の経緯と今回の主な改定内容

「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)は、昭和47年の制定以降、技術的な知見や社会的な情勢の変化等を踏まえ、これまでに6回の改定を行っている。



## ① 多様な構造や新材料に対応する設計手法の導入

- 橋の安全性や性能に対しきめ細やかな設計が可能な設計手法を導入  
⇒「部分係数設計法」及び「限界状態設計法」を導入

## ② 長寿命化を合理的に実現するための規定の充実

- 設計供用期間100年を標準とし、点検頻度や手法、補修や部材交換方法等、維持管理の方法を設計時点で考慮
- 耐久性確保の具体的方法を規定

## ③ その他の改定

- 熊本地震を踏まえた対応等

# ① 多様な構造や新材料に対する設計手法の導入

- 国土交通省では平成28年を「生産性革命元年」と位置づけており、建設及び維持管理コストを削減する多様な構造や新材料の開発が期待されている。
- 必要な橋の性能を確保しつつ、多様な構造や新材料の導入促進を図るため、諸外国でも運用実績を積んできている設計手法を導入。

## ■ 部分係数設計法の導入

外力、抵抗力それぞれに対して、安全率を要因毎に細分化して設定することで、安全性が向上するとともに、きめ細やかな設計が可能となり、構造の合理化によるコスト縮減が期待される。

### 従来(許容応力度設計法)

(外力) (抵抗力)

$$F < R \times \frac{1}{\text{安全率} (\geq 1.0)}$$



### 改定(部分係数設計法)

(外力) (抵抗力)

$$\alpha_1 F_1 + \alpha_2 F_2 + \alpha_3 F_3 + \alpha_4 F_4 \dots < \frac{1}{\beta_1 \times \beta_2 \times \beta_3 \dots} \times R$$

車両 温度 風 地震  
材料 解析 部材挙動  
ばらつき 誤差 特性

## ■ 限界状態設計法の導入

大地震や様々な荷重に対して橋の限界状態(1～3)を定義し、複数の限界状態に対して安全性や機能を確保することで、橋に求める共通的な性能が明確となり、多様な構造や新材料の導入が可能となる。

### 橋の限界状態

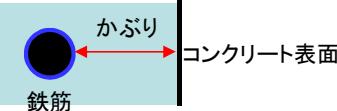
橋の限界状態1	橋としての荷重を支持する能力が損なわれていない限界の状態
橋の限界状態2	部分的に荷重を支持する能力の低下が生じているが、橋としての荷重を支持する能力に及ぼす影響は限定的であり、荷重を支持する能力があらかじめ想定する範囲にある限界の状態
橋の限界状態3	これを超えると構造安全性が失われる限界の状態

### 荷重と橋の限界状態の関係

通常作用する荷重 (自重、自動車荷重、温度や風の影響など)	橋の限界状態1 かつ 橋の限界状態3 に対して安全性を確保
滅多に作用しない荷重 (大地震)	橋の限界状態2 かつ 橋の限界状態3 に対して安全性を確保

## ② 長寿命化を合理的に実現するための規定の充実

- 平成26年に5年に1度の定期点検が法定化され、長寿命化の取り組みが本格化。
- 橋が良好な状態を維持する期間として100年を標準とともに、耐久性設計の具体 の方法を規定。

耐久性設計の具体 の方法	具体例
<p>1. <u>劣化の影響を考慮した部材寸法や構造とする</u></p>	<p>■ 塩害の対策 ➢ 塩害の影響度合いに応じたコンクリート橋の「かぶり」を規定</p>  <p>■ 部材の交換や点検が容易な構造とする ➢ 部材交換の有無を考慮して構造に反映させる</p> 
<p>2. 部材寸法や構造とは別途の対策を行う</p>	<p>■ 施工・維持管理の容易さ、耐久性、部材の重要度等を考慮して、適切な防食方法を選定 ➢ 環境条件等に応じて防食種別の差別化が図られる</p>    
<p>3. 設計供用期間内において劣化の影響がないとみなせる構造とする</p>	<p>■ 環境等に応じて耐食性に優れた材料を用いる ➢ 海沿いなど、腐食環境の厳しい環境下での活用が期待される</p>  

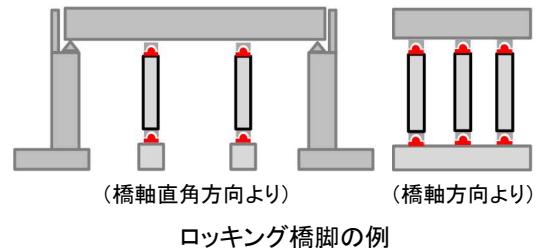
### ③ その他の改定事項

#### 【熊本地震における被災を踏まえた対応】\*

- ロッキング橋脚を有する橋梁の落橋を踏まえ、不安定になりやすい下部構造としないことを要求



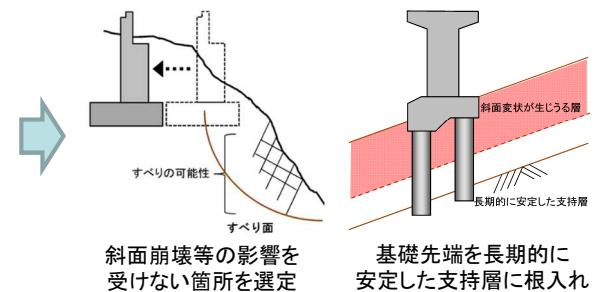
ロッキング橋脚を有する橋の落橋



- 大規模な斜面崩壊等による被災を踏まえ、斜面変状等を地震の影響として設計で考慮することを明確化



斜面変状による橋台の沈下



- 制震ダンパー取付部の損傷事例を踏まえ、部材接合部の留意事項を明確化



(被災前)



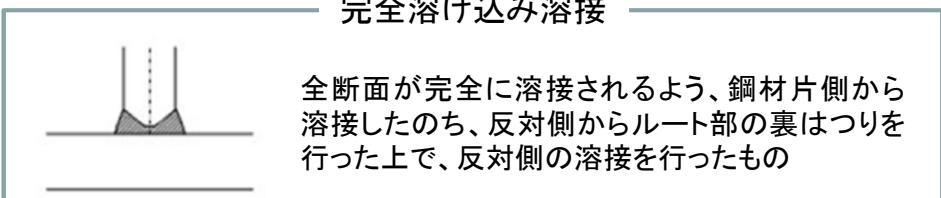
(被災後)

接合部及び連結される各部材に求められる条件を明らかにし、これを満足するようにしなければならない

制震ダンパー取付部の損傷

#### 【施工に関する規定の改善】\*

- 落橋防止装置等の溶接不良事案を踏まえ、溶接検査の規定を明確化
- 引張りを受ける完全溶け込み溶接は、主要部材に関わらず内部きず検査を継手全数・全長に渡って行うことを明確化



全断面が完全に溶接されるよう、鋼材片側から溶接したのち、反対側からルート部の裏はつりを行った上で、反対側の溶接を行ったもの

#### 【点検結果を踏まえた改善】

- 特殊な形状のPCポスティン桁の一部でひび割れが発生していることを踏まえ、ひび割れ防止対策の規定を充実
- PC鋼材の配置や橋軸直角方向の鉄筋引張力の照査を新たに規定

